

平成25年度全国健康保険協会の 決算について（見込み） （協会会計と国の会計との合算ベース）

収入は 8 兆7,291 億円 (+ 2.5%)。

⇒ 主に保険料収入の増により、前年度比 2,164 億円 の増加

- 保険料収入の増加(1,722億円)は、保険料を負担する被保険者の賃金(標準報酬月額)が、横ばいから上昇に転じたこと【※1】、加えて被保険者数が増加したことが主な要因。

支出は 8 兆5,425 億円 (+ 4.1%)。

⇒ 保険給付費、高齢者医療への拠出金がともに増加し、前年度比 3,402億円 の増加

- 保険給付費は、医療費の伸びが低かったことから、1人当たり保険給付費の増加額についても例年より小幅なものとなった。一方で被保険者数が増加したことから、結果として保険給付費は前年度比で1,192億円(+2.5%)の増加となった。
- 高齢者医療に係る拠出金の総額は3兆4,886億円となった。拠出金の増加額は2,106億円であり、24年度の3,028億円に次ぐ大きい増加額である。この結果、支出に占める拠出金の割合も、40.8%と前年度より高くなった。【※2】

この結果、25年度の収支差は 1,866 億円 となり、前年度比で 1,238 億円 の大幅な減となった。

- 収支差が前年度比で減少となったのは、支出の伸び(+4.1%)が収入の伸び(+2.5%)を上回ったことによるもの。
- 準備金残高は6,921億円となった。

協会けんぽ(医療分)の平成25年度決算(見込み)

(単位:億円)

		24年度	25年度	
		25年7月(公表) 決算 ①	26年7月時点 決算(見込み) ②	(増減) ②-① <対前年度伸び率>
収 入	保険料収入	73,156	74,878	(1,722) <2.4%>
	国庫補助等	11,808	12,194	(386) <3.3%>
	その他	163	219	(56) <34.4%>
	計	85,127	87,291	(2,164) <2.5%>
支 出	保険給付費	47,788	48,980	(1,192) <2.5%>
	拠出金等	32,780	34,886	(2,106) <6.4%>
	[老人保健拠出金]	[1]	[1]	(0)
	[前期高齢者納付金]	[13,604]	[14,466]	(862)
	[後期高齢者支援金]	[16,021]	[17,101]	(1,080)
	[退職者給付拠出金]	[3,154]	[3,317]	(163)
	その他	1,455	1,559	(104) <7.1%>
計	82,023	85,425	(3,402) <4.1%>	
単年度収支差		3,104	1,866	(▲ 1,238)
準備金残高		5,055	6,921	(1,866)

(賃金の動向) ※1

	23年度	24年度(①)	25年度(②)
標準報酬月額 <平均>	275,307	275,295	276,161
(対前年度伸び率)	(▲ 0.3%)	(0.0%)	(+ 0.3%)

(拠出金等の推移) ※2

	23年度	24年度(①)	25年度(②)
拠出金等 (増加額)	29,752 (+1,469)	32,780 (+3,028)	34,886 (+2,106)
支出に占める割合	38.1%	40.0%	40.8%

(被保険者数の推移)

	23年度	24年度(①)	25年度(②)
被保険者数 (対前年度伸び率)	19,699 (+0.1%)	19,861 (+0.8%)	20,213 (+1.8%)

- 注) 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの
2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある
3. 数値は今後の国の決算の状況により変わり得る

(参考1) 協会の25年度決算報告書(介護保険分を含む)の概要

(億円)

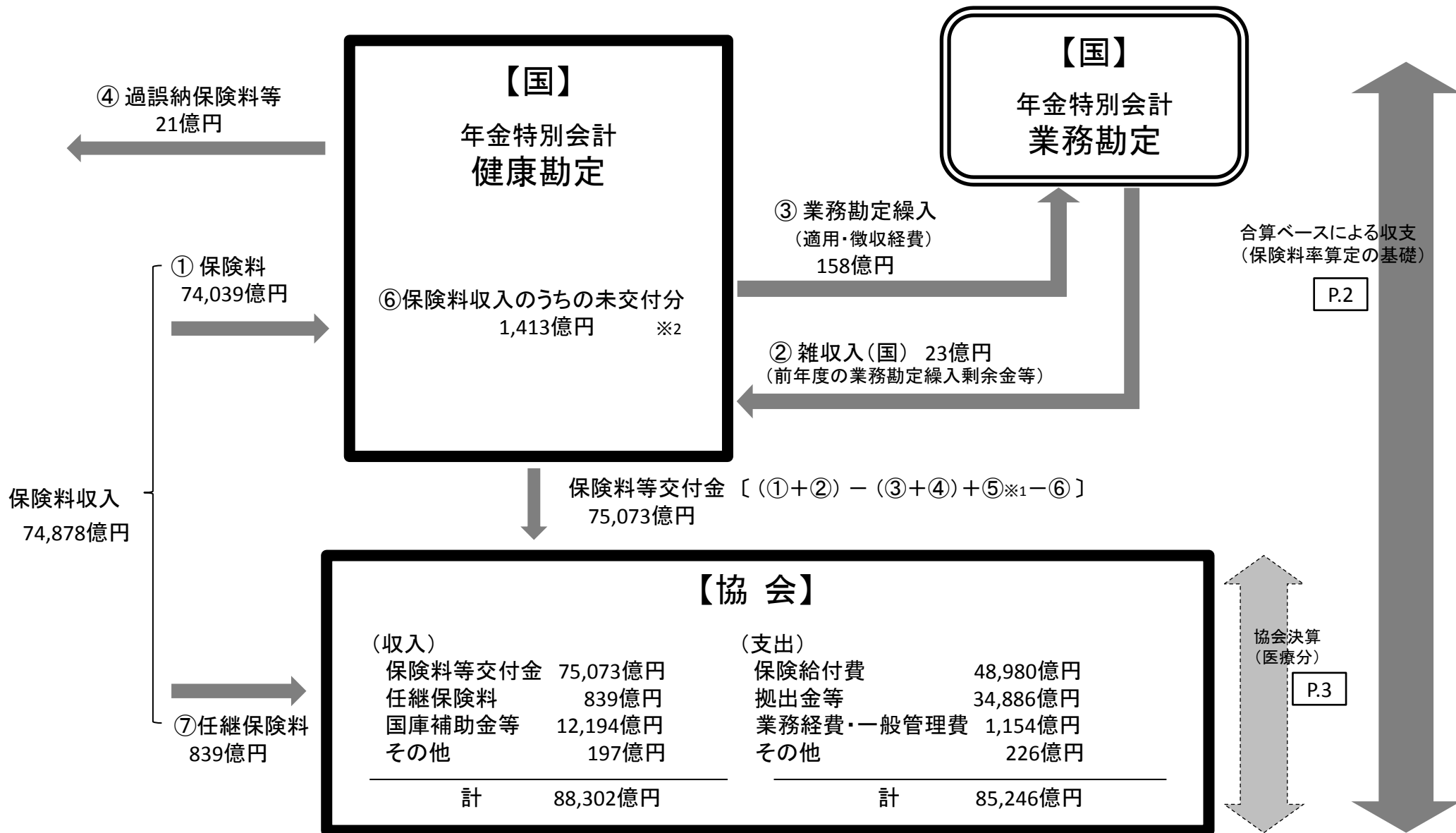
		(a) + (b)	医療分(a)	介護分(b)
収 入	保険料等交付金	81,872	75,073	6,799
	任意継続被保険者保険料	899	839	59
	国庫補助金等	13,544	12,194	1,351
	その他	197	197	0
	計	96,511	88,302	8,209
支 出	保険給付費	48,980	48,980	0
	拠出金等	34,886	34,886	0
	介護納付金	8,243	0	8,243
	業務経費・一般管理費	1,154	1,154	0
	その他	226	226	0
	計	93,489	85,246	8,243
収 支 差		3,023	(※) 3,056	▲ 34

注) 1. 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 医療分(a)の収支差(※)と2頁に示した「協会会計と国の特別会計との合算ベース」における収支差との差異(1,190億円)は、国に留保されていた24年度の未交付分保険料が協会に交付されたこと等による差異である。具体的には、24年度末時点で未交付となっていた2,603億円が25年度に交付される一方で、25年度末時点で未交付となった1,413億円が26年度の交付となることによるもの(1,190億円=2,603億円-1,413億円)。なお、これらの未交付分は保険料率の算定には影響しない。

3. 上記の相関関係を示したものが、4頁の図表になる。

(参考2) 合算ベースの収支(協会会計と国の特別会計との合算)と協会決算との相違(25年度医療分)



※1 ⑤は前年度末時点で未交付となっていた保険料収入→2,603億円

※2 ⑥は翌年度に交付予定

(参考3) 21～25年度の決算推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

(単位:億円)

		21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度	25年度	
					25年7月(公表) 決算 ①	26年7月時点 決算(見込み) ②	増減 (=②-①) <対前年度伸び率>
収 入	保険料収入	59,555	67,343	68,855	73,156	74,878	(1,722) <2.4%>
	国庫補助等	9,678	10,543	11,539	11,808	12,194	(386) <3.3%>
	その他	501	286	186	163	219	(56) <34.4%>
	計	69,735	78,172	80,580	85,127	87,291	(2,164) <2.5%>
支 出	保険給付費	44,513	46,099	46,997	47,788	48,980	(1,192) <2.5%>
	拠出金等	28,773	28,283	29,752	32,780	34,886	(2,106) <6.4%>
	[老人保健拠出金]	[1]	[1]	[1]	[1]	[1]	(0)
	[前期高齢者納付金]	[10,961]	[12,100]	[12,425]	[13,604]	[14,466]	(862)
	[後期高齢者支援金]	[15,057]	[14,214]	[14,652]	[16,021]	[17,101]	(1,080)
	[退職者給付拠出金]	[2,742]	[1,968]	[2,675]	[3,154]	[3,317]	(163)
	[病床転換支援金]	[12]	[0]	[0]	[0]	[0]	(0)
	その他	1,342	1,249	1,243	1,455	1,559	(104) <7.1%>
計	74,628	75,632	77,992	82,023	85,425	(3,402) <4.1%>	
単年度収支差		▲ 4,893	2,540	2,589	3,104	1,866	(▲ 1,238)
準備金残高		▲ 3,179	▲ 638	1,951	5,055	6,921	(1,866)

保 険 料 率

8.20 %

9.34 %

9.50 %

10.00 %

10.00 %

- 注) 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの
 2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある
 3. 数値は今後の国の決算の状況により変わり得る

平成25年度 福島支部の収支決算(暫定版) 【予算・決算との対比】

【健康保険勘定】

(単位:百万円)

	支部予算額 (保険料率算定時)	支部決算額	差額	摘要
収入	121,856	124,787	2,931	
保険料収入	120,608	124,425	3,817	標準報酬月額 対前年比 1.9%(年平均)、被保険者数 対前年比 3.2%(年平均)
準備金取り崩し	929	0	▲ 929	収支差がプラスのため、準備金の取り崩しは不要
その他収入(協会)	292	324	32	協会全体の実績額を福島支部総報酬額で按分
その他収入(国)	27	38	11	協会全体の実績額を福島支部総報酬額で按分
支出	121,857	121,334	▲ 523	
医療給付費(調整後)	63,250	62,530	▲ 720	
医療給付費	67,004	64,395	▲ 2,609	見込みより医療給付費の伸びが下回った。(原発事故に伴う震災特例分を調整済み。)平成24年9月までの受診については、「家屋の全壊・半壊」に対する一部負担金免除相当額が医療給付費に含まれている。
年齢調整額	296	188	▲ 108	見込みより、年齢構成が若干高くなった(年齢が高い人=医療費も高い人として算出しているため)
所得調整額	▲ 4,253	▲ 3,732	521	見込みより、所得が高くなり全国平均との差が縮まった
激変緩和	203	1,679	1,476	見込みより医療給付費が減少し、保険料収入は増加したため、全国平均との差が拡大し調整額が増加した。(福島支部の医療費は、全国平均を若干下回っている)激変緩和は、全国平均と支部の医療費の差に2.5/10を乗じたものであり、全国平均に近いほど数値は小さくなる
現金給付費等	5,842	5,885	43	支部の総報酬増加により全国按分割合が高くなった
前期高齢者納付金等	50,505	51,117	612	支部の総報酬増加により全国按分割合が高くなった
業務経費	1,722	1,442	▲ 280	協会全体の実績額を福島支部総報酬額で按分
一般管理費	461	315	▲ 146	協会全体の実績額を福島支部総報酬額で按分
その他支出(協会)	77	49	▲ 28	協会全体の実績額を福島支部総報酬額で按分
その他支出(国)	300	299	▲ 1	協会全体の実績額を福島支部総報酬額で按分
平成23年度の収支差の精算	▲ 302	▲ 302	0	平成23年度の収支決算における収支差の精算
特別計上分(業務経費の別掲)	1	0	▲ 1	平成25年度福島支部の実績額
収支差	-	3,453	-	
全国平均分	0	3,114	-	全国の単年度収支差 186.635百万円を総報酬額で按分したもの
地域差分	0	339	-	平成27年度の料率算定時に精算される(プラスの場合は料率が下がる方向へ作用する)平成25年度福島支部の保険料率に換算すると0.03%に相当
医療給付費等地域差分	0	476	-	医療給付費等地域差分は、加入者一人当たり医療給付費(全国平均との差分)の実績が保険料率算定時の見込みからかい離した影響を表す。
要精算分	0	▲ 138	-	要精算分は、平成25年度保険料を凍結するための準備金取り崩し分と、本来総報酬按分で取り崩すべき準備金取り崩し分との差額。

(注1) 東日本大震災関係の特例等は以下のとおり

- ① 原発事故に伴う警戒区域等の被災者に係る震災一部負担免除額に充てられる特例国庫補助をあらかじめ除いたうえで、年齢調整、所得調整、激変緩和を実施した。
- ② 原発事故に伴う警戒区域等の被災者以外の者に係る一部負担免除額等は実績値を用いており、医療給付費にはその他の者に係る震災一部負担免除額等を含んでいる。

(注2) 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは調整額を受け取り、プラスは調整額を出す。

(注3) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

東日本大震災に伴う特例的取扱いについて

1. 東日本大震災に伴う窓口負担の減免措置

- 平成23年3月に発生した東日本大震災に伴い、岩手県、宮城県及び福島県等の被災地域の支部の加入者に係る医療費の窓口負担については、公費（原発事故に伴う免除分）及び協会負担（住居の全半壊等に伴う免除分）による減免措置が行われた。

＜東日本大震災関連の一部負担金等の取扱い＞

免除の対象	平成23年 3月11日 ～6月	平成23年7月 ～24年2月	平成24年 3月～9月	平成24年10月 ～25年2月	平成25年3月 ～26年2月	平成26年3 月
一部負担金等 (療養費を除く)	猶予	免除	原発事故関係			
			住居の全半壊等			

- 東日本大震災に伴う医療費の負担構造

＜協会負担分＞

平成24年度以降、原発事故に伴う窓口負担減免額は公費で賄われる。一方、協会が負担する分は還付金等に係る窓口負担減免額や24年3～9月までの住居の全半壊に伴う窓口負担減免額が対象となっている。

（→ 支部別収支における取扱いは、後述の「2. 窓口負担減免額に係る協会負担分の取扱い」、

「4. 東日本大震災に伴う全支部負担分について」参照。）

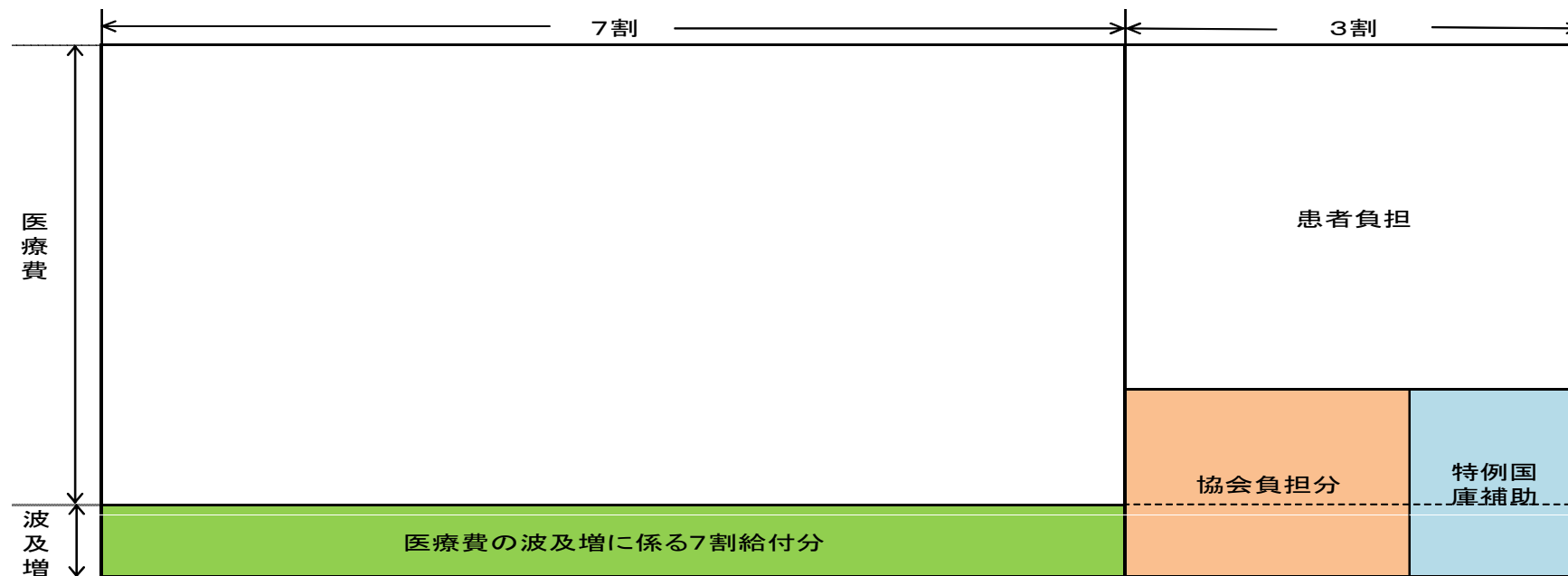
＜波及増分＞

後述の「3. 波及増分の取扱い」をみるとわかるように、窓口負担減免措置により、宮城支部及び福島支部において医療費の伸びが大きかったが、医療費の伸びの大きい部分（波及増分（次頁の緑色部分））は平成24年度より全支部で負担することとなった。

（→ 支部別収支における取扱いは、後述の「3. 波及増分の取扱い」、

「4. 東日本大震災に伴う全支部負担分について」参照。）

<東日本大震災に伴う医療費の負担構造のイメージ>



※医療費の波及増に係る7割給付分を「波及増分」ということとする

2. 窓口減免額に係る協会負担分の取扱い

都道府県単位保険料率の算定において、前々年度の窓口負担減免額(協会負担分)がある場合、そのうち、前々年度の総報酬の0.01%を超える分が料率を算定する年度の医療給付費の見込額から除かれ、除いた分は全支部において共通料率で負担。
(省令第135条の2第2項第1号)

24年度決算(前回)

医療給付費(国庫補助を除く)

震災がなかったとした場合の
通常の医療給付費(7割分)
から国庫補助を除いたもの

+

協会負担分
一部負担金
(岩手: 6億、宮城:46億
福島:24億、茨城: 4億)

- ・Aは24年度の精算分として26年度の料率算定時に全支部共通料率で負担
- ・残りのBはそれぞれの支部で負担

総報酬の0.01%を
超える部分(A)
(岩手: 5億、宮城:45億
福島:23億、茨城: 2億)
総報酬の0.01%以下の部分(B)

25年度決算(今回)

医療給付費(国庫補助を除く)

震災がなかったとした場合の
通常の医療給付費(7割分)
から国庫補助を除いたもの

+

協会負担分一部負担金

総報酬の0.01%以下なので
それぞれの支部で負担

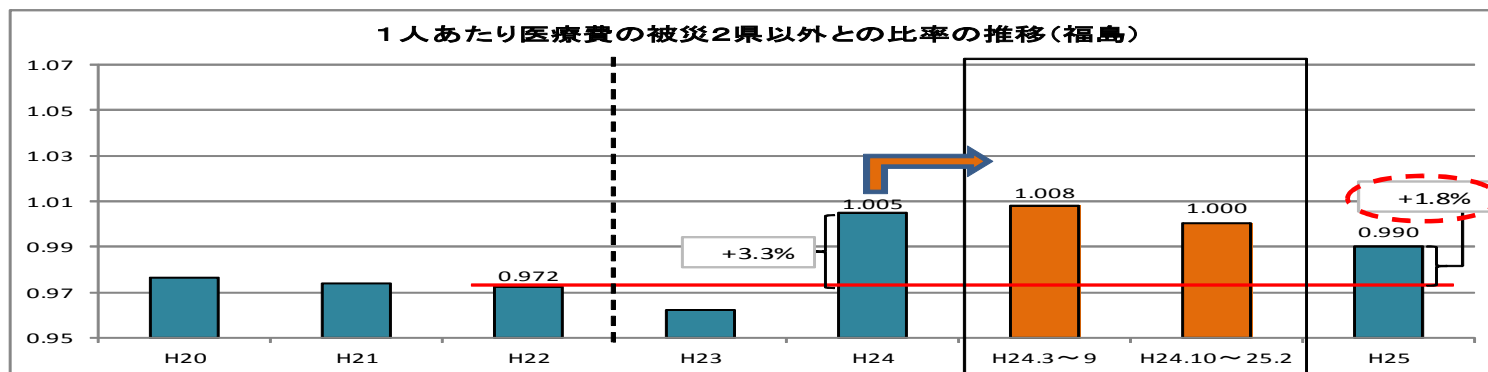
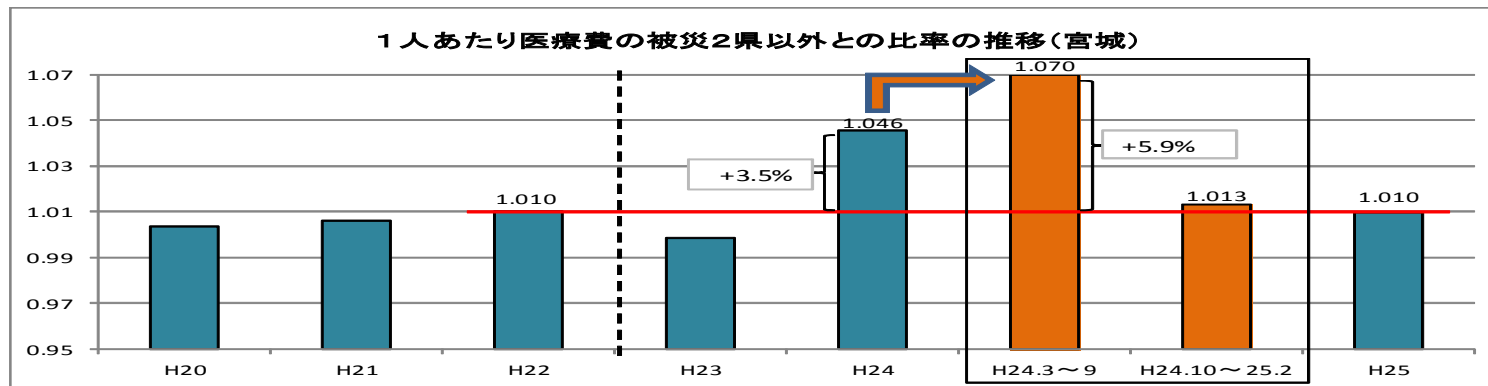
3. 波及増分の取扱い

- 下のグラフは、宮城支部、福島支部の加入者1人あたり医療費とそれ以外の全支部の加入者1人あたり医療費との比率(以下、「医療費単価比」という。)の推移を示したものである。
- これによると、平成24年度においては、宮城支部における平成24年3～9月分の医療費単価比、福島支部における平成24年度分の医療費単価比が震災前の平成22年度と比べて大きくなっている。



平成24年度から、この医療費単価比の震災前の平成22年度からの変化分については、全支部で負担することとされた。(平成24年度は、宮城支部:5.9%(平成24年3～9月分)、福島支部:3.3%(平成24年度分))

- 平成25年度においては、福島支部における医療費単価比が震災前の平成22年度と比べて1.8%大きくなっており、1.8%分が全支部での負担となる見込み(波及増分に係る額は、福島支部の医療給付費(国庫補助及び協会負担分を除く)に1.8%を乗じたもの。)



4. 東日本大震災に伴う全支部負担分について

- 福島支部における波及増分と協会負担分の窓口負担減免額を合算した額のうち、総報酬の0.01%を超える分を全支部の負担とする。
 - 窓口負担減免措置という同一事由に基づく波及増分と協会負担分の窓口負担減免額について、それらを合算した額のうち、保険料率に影響しないとされる総報酬の0.01%を超える分を全支部の負担とするもの。
しかしながら、平成24年度においては、法令に基づき、2. のとおり、東日本大震災に伴う協会負担分の窓口負担減免額において、既に総報酬の0.01%を超える分が全支部の負担とされたことから、波及増分についてはすべてが全支部の負担の対象とされた。

全支部負担分の額

平成25年度 : 福島支部 1,102,827(千円) (暫定値)

収支差(地域差分)における要精算分について

1. 平成25年度都道府県単位保険料率について

○平成25年度都道府県単位保険料率は凍結したが、以下の凍結前の算定方法に基づき、25年度の保険料率を試算した上で、24年度と同率とするための必要な額を算出し、当該必要な額を準備金から取り崩して各支部の収入に充てることにより、保険料率を凍結した(次頁は、25年度の料率凍結に要する準備金取崩し額等の詳細を示したものの)。

＜凍結前の算定方法＞

前々年度の各都道府県別の医療給付費、年齢階級別加入者数、総報酬等を基に、

- ① 年齢調整、所得調整を行い、
- ② 激変緩和率で調整し、
- ③ 2年度前の支部別収支(実績)に基づく精算分を反映し、
- ④ 特別計上を支出に含めることで、算定。

2. 平成25年度料率算定時に決定した凍結分の取扱い (凍結分は平成27年度に精算)

○ 各支部に充てる準備金の取崩し分の本来の姿は総報酬按分で準備金を取り崩した額。



○ 平成25年度保険料率を凍結するために各支部に充てた準備金取崩し分(次頁f)と、本来、総報酬按分で取り崩すべき準備金取崩し分(次頁g)の差額(次頁g-f)については、27年度の保険料率の算定時に平成25年度の精算分に反映。



今回の支部別収支における一般分の保険料収入については、(準備金を取り崩して収入に充てることにより凍結した)凍結後の保険料率に総報酬額を乗じたもので按分しているため、収支差(地域差分)にこの差額である要精算分が含まれる。

平成25年度都道府県単位保険料率の算定について

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a:%)	調整(b:%)		医療給付費に ついての調整後の 所要保険料率 (a+b:%)	所要保険料率 (a+b+4.84:%)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上除) (c:%)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上含む) (d:%)	H24の適用 保険料率 (e:%)	準備金取崩し に係る料率 (d-e:%)	準備金 取崩し額 (f:億円)	準備金本来 取崩し額 (総報酬按分) (g:億円)	要精算額 (g-f:億円)
		年齢調整	所得調整									
全国計	5.23	-	-	5.23	10.07	10.07	10.07	10.00	0.07	480	480	0
1 北海道	6.34	▲0.21	▲0.48	5.65	10.49	10.17	10.17	10.12	0.05	16	21	6
2 青森	6.18	▲0.02	▲1.01	5.16	9.99	10.05	10.03	10.00	0.03	2	5	2
3 岩手	5.84	▲0.12	▲0.77	4.95	9.78	10.00	9.98	9.93	0.05	4	5	1
4 宮城	5.78	▲0.04	▲0.29	5.45	10.29	10.12	10.10	10.01	0.09	11	9	▲3
5 秋田	6.53	▲0.36	▲0.98	5.19	10.03	10.06	10.04	10.02	0.02	1	4	3
6 山形	5.70	▲0.09	▲0.56	5.05	9.89	10.02	10.03	9.96	0.07	5	5	▲0
7 福島	5.54	0.02	▲0.35	5.21	10.04	10.06	10.04	9.96	0.08	9	8	▲1
8 茨城	4.64	0.07	0.20	4.92	9.75	9.99	9.98	9.93	0.05	6	9	2
9 栃木	5.01	0.04	0.07	5.13	9.96	10.04	10.03	9.95	0.08	9	7	▲2
10 群馬	5.16	▲0.04	▲0.09	5.03	9.87	10.02	10.02	9.95	0.07	8	8	▲1
11 埼玉	4.77	▲0.00	0.23	4.99	9.83	10.01	10.01	9.94	0.07	16	15	▲1
12 千葉	4.86	▲0.08	0.24	5.02	9.86	10.01	10.03	9.93	0.10	15	10	▲5
13 東京	4.24	0.00	0.86	5.10	9.94	10.04	10.03	9.97	0.06	57	59	2
14 神奈川	4.60	▲0.05	0.59	5.14	9.98	10.04	10.04	9.98	0.06	18	19	1
15 新潟	5.25	▲0.09	▲0.35	4.81	9.64	9.96	9.96	9.90	0.06	9	10	2
16 富山	4.88	▲0.08	0.19	4.99	9.83	10.01	10.01	9.93	0.08	7	6	▲1
17 石川	5.37	▲0.01	0.01	5.38	10.21	10.10	10.11	10.03	0.08	7	6	▲1
18 福井	5.31	▲0.05	▲0.04	5.23	10.07	10.07	10.07	10.02	0.05	3	4	1
19 山梨	5.28	▲0.07	▲0.12	5.09	9.93	10.03	10.04	9.94	0.10	5	3	▲2
20 長野	4.92	▲0.06	▲0.15	4.70	9.54	9.94	9.95	9.85	0.10	13	8	▲5
21 岐阜	5.22	0.02	▲0.06	5.19	10.03	10.06	10.07	9.99	0.08	11	10	▲1
22 静岡	4.76	▲0.05	0.27	4.98	9.82	10.00	10.02	9.92	0.10	20	14	▲6
23 愛知	4.65	0.13	0.38	5.16	9.99	10.05	10.06	9.97	0.09	43	33	▲10
24 三重	4.91	0.03	0.09	5.03	9.87	10.02	10.01	9.94	0.07	7	7	▲0
25 滋賀	4.98	0.04	▲0.03	4.99	9.83	10.01	10.01	9.97	0.04	3	5	2
26 京都	5.02	0.01	0.11	5.15	9.98	10.05	10.05	9.98	0.07	13	12	▲1
27 大阪	5.20	0.05	0.17	5.42	10.26	10.11	10.11	10.06	0.05	31	43	11
28 兵庫	5.15	0.03	0.05	5.24	10.08	10.07	10.07	10.00	0.07	20	19	▲1
29 奈良	5.69	▲0.07	▲0.41	5.21	10.05	10.06	10.06	10.02	0.04	2	4	2
30 和歌山	5.73	0.08	▲0.48	5.33	10.16	10.09	10.10	10.02	0.08	4	4	▲1
31 鳥取	5.87	▲0.02	▲0.70	5.14	9.98	10.05	10.05	9.98	0.07	2	2	▲0
32 島根	5.91	▲0.12	▲0.55	5.25	10.08	10.07	10.08	10.00	0.08	4	3	▲0
33 岡山	5.64	0.06	▲0.17	5.53	10.37	10.14	10.15	10.06	0.09	13	9	▲4
34 広島	5.39	0.03	▲0.11	5.31	10.14	10.09	10.09	10.03	0.06	12	14	1
35 山口	5.76	▲0.16	▲0.16	5.44	10.28	10.12	10.12	10.03	0.09	7	6	▲2
36 徳島	6.06	▲0.07	▲0.43	5.56	10.39	10.15	10.15	10.08	0.07	4	3	▲0
37 香川	5.81	▲0.03	▲0.26	5.51	10.35	10.14	10.15	10.09	0.06	4	5	1
38 愛媛	5.65	0.10	▲0.47	5.27	10.08	10.11	10.09	10.03	0.06	6	7	1
39 高知	5.88	▲0.03	▲0.44	5.41	10.25	10.11	10.10	10.04	0.06	3	3	0
40 福岡	5.89	0.03	▲0.31	5.61	10.44	10.16	10.17	10.12	0.05	17	23	6
41 佐賀	6.70	▲0.06	▲0.81	5.83	10.67	10.22	10.24	10.16	0.08	4	3	▲1
42 長崎	6.07	0.02	▲0.75	5.34	10.17	10.09	10.09	10.03	0.03	3	5	3
43 熊本	6.07	0.05	▲0.71	5.41	10.25	10.11	10.11	10.07	0.04	5	7	2
44 大分	6.28	▲0.12	▲0.69	5.47	10.31	10.13	10.11	10.08	0.03	2	5	3
45 宮崎	6.09	0.05	▲0.90	5.24	10.08	10.07	10.07	10.01	0.06	4	4	0
46 鹿児島	6.13	0.10	▲0.88	5.35	10.19	10.10	10.11	10.03	0.08	8	7	▲1
47 沖縄	6.78	0.46	▲1.97	5.27	10.10	10.08	10.09	10.03	0.06	4	5	1

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.48%)、後期高齢者支援金等(4.17%)、保健事業費等(0.21%)、その他収入(▲0.03%)の合計の保険料率4.84%を全国一律に加算したものである。

- ・特別の事情による額(原爆医療費、療養担当手当及び水俣病医療費)は、医療給付費から控除されており、全国一律の保険料率に反映している。
- ・保険料率(c)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての所要保険料率の全国計との差が10分の2.5となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.84%を加算したものである。
- ・保険料率(d)は、保険料率(c)には含まれていない、平成23年度の都道府県支部ごとの収支決算における収支差の精算分及び支部ごとの特別計上分を含めて算定した保険料率である。
- ・準備金取崩し額(f)は料率凍結のために配分した額であり、準備金本来取崩し額(総報酬按分)(g)は準備金取崩し総額を総報酬で按分したものである。
- ・要精算額(g-f)は、平成27年度の都道府県単位保険料率算定時に平成25年度収支決算の収支差(実績)とあわせて精算される。

決算の詳細について

- 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令(平成20年9月厚生労働省第144号)において定められた様式等に基づいて作成している。
- 決算の詳細については、資料2「平成25年度事業報告書(案・抜粋)」のP124～P127をご参照ください。